平成２４年（フ）第２５６１号
大阪市東成区玉津２丁目17番18―503号
破産者　木村　　正
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９９号
大阪市城東区古市３丁目８番７―502号
破産者　ブアンリリオン緑（旧姓梅野）
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５０号
千葉県旭市ニ3405クラベールⅡ204
破産者　平岡　貴光
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７４号
大阪市住之江区北島１丁目10番９―508号
破産者　ＫＯＤＡＭＡこと　小玉　秀一
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０９号
大阪市鶴見区横堤４丁目27番29号、前住所大阪市城東区成育５丁目５番６号
破産者　小中板金工作所こと　小中　　昭
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１６号
大阪市住之江区南港東１丁目７番22―105号
破産者　ステップこと　山下　哲生
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９０号
大阪府東大阪市森河内西２丁目10番７号
破産者　廣瀬　安男
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３９号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―212号
破産者　仲程　武司
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６８号
大阪府松原市田井城３丁目65番地の２
破産者　貞松　正己
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
堺市西区下田町29番11号
破産者　池田左知世
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
堺市北区南花田町547番地１　レオパレス颯104号、開始時住民票上の住所堺市南区城山台３丁４番110号
破産者　皮下　　敦
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目228番地の１―101号
破産者　田原　　勉
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
大阪府藤井寺市沢田１―30―21―303、住民票上の住所堺市美原区さつき野西２丁目19番地22
破産者　問覚　高徳
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２３号
横浜市都筑区東山田４丁目５番６―203号
破産者　鈴木　　繁
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８７号
神奈川県藤沢市高倉582番地　北湘南ハイム204号室
破産者　三隅　孝雄
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１２号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン３棟105号
破産者　鈴木　誠一
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４２号
横浜市西区西戸部町２丁目168番地
破産者　小泉　　豊
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
新潟県佐渡市千種1082番地　メゾンホンマⅢ103号
破産者　粟野　久美
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１６５２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑59番地、申立前の住所京都府相楽郡精華町光台７丁目37番地９
破産者　前田　英二
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係